

「障がい者施策と広聴広報に関するアンケート」 実施報告

障がい福祉課及び広聴広報課が実施しました「障がい者施策と広聴広報に関するアンケート」について、863名の方からご回答をいただきました。

アンケート結果をとりまとめましたので、ご報告します。

(1) アンケート実施期間

令和3年7月7日（水）～令和3年7月21日（水）

(2) アンケート回収状況

対象者数 1183名

回答者数 863名

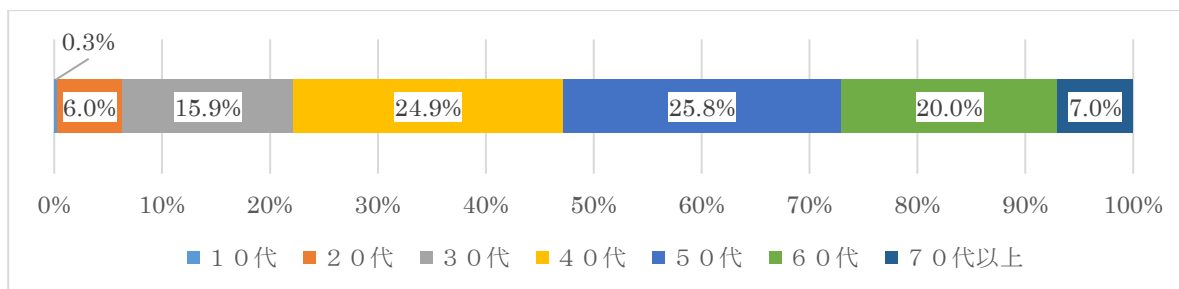
回答率 73.0%

(3) 回答者属性

【年代別】

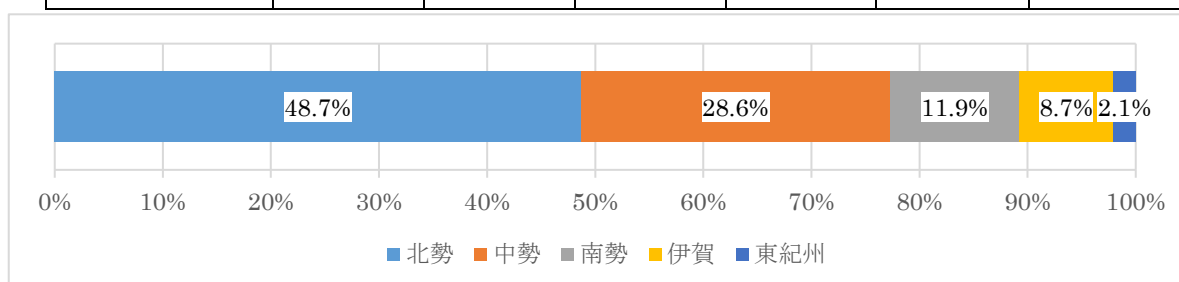
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
回答者数（人）	3	52	137	215	223	173	60	863
割合	0.3%	6.0%	15.9%	24.9%	25.8%	20.0%	7.0%	100%

※割合は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。



【地域別】

	北勢	中勢	南勢	伊賀	東紀州	計
回答者数（人）	420	241	109	75	18	863
割合	48.7%	28.6%	11.9%	8.7%	2.1%	100%

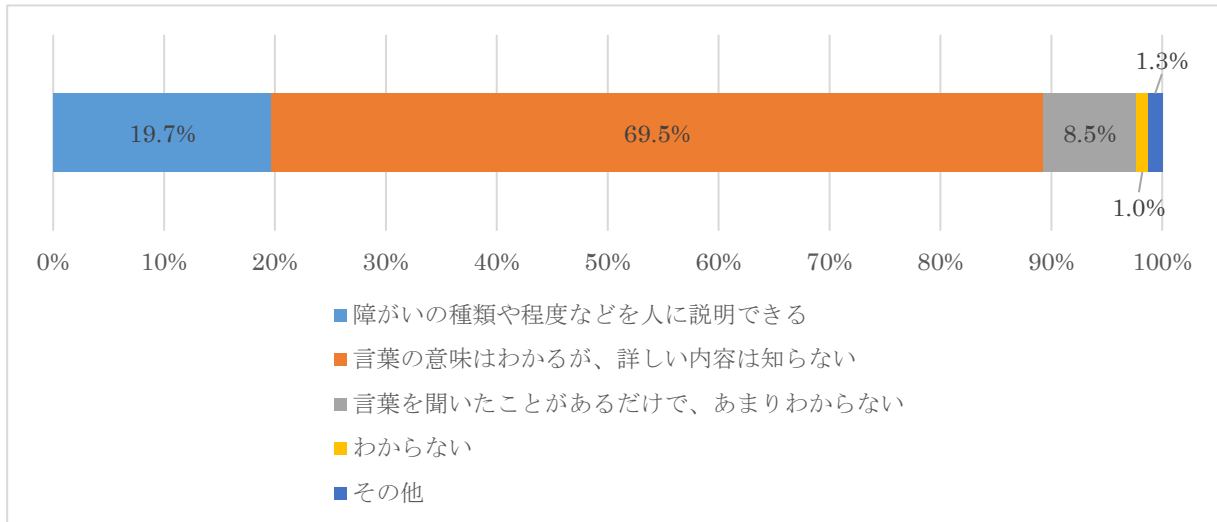


(4) アンケート集計結果

Q1 障がいの理解について

あなたは、障がいについて、どの程度理解していますか。あてはまるものを1つ選んでください。

(単位：%)

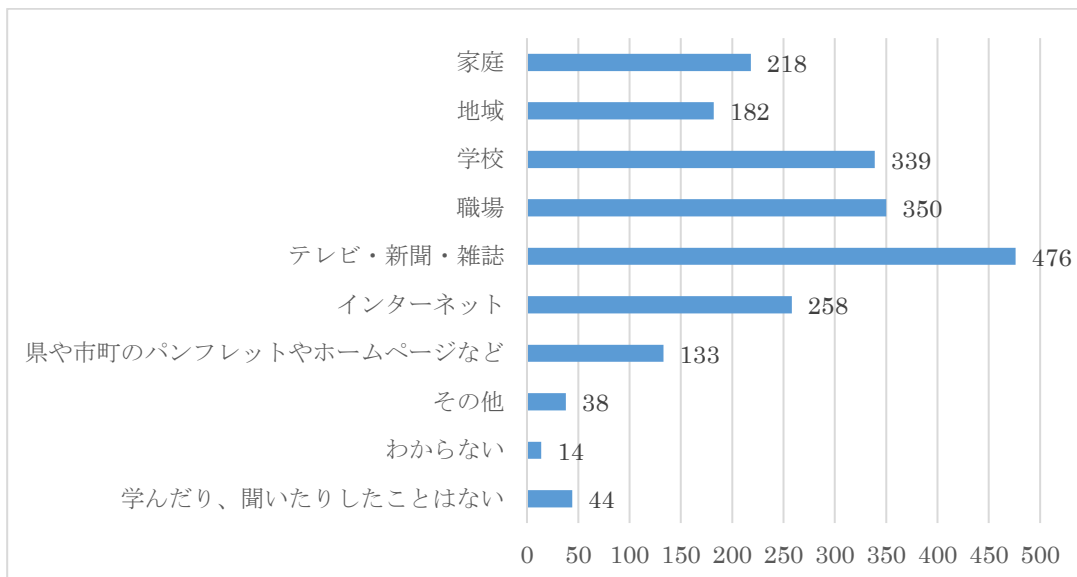


最も多い回答は「言葉の意味はわかるが、詳しい内容は知らない」で69.5%、次いで「障がいの種類や程度などを人に説明できる」が19.7%という結果でした。

Q2 障がいを知る機会について

あなたは、障がいや障がい者について、どこかで学んだり、聞いたりしたことはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

(単位：人)

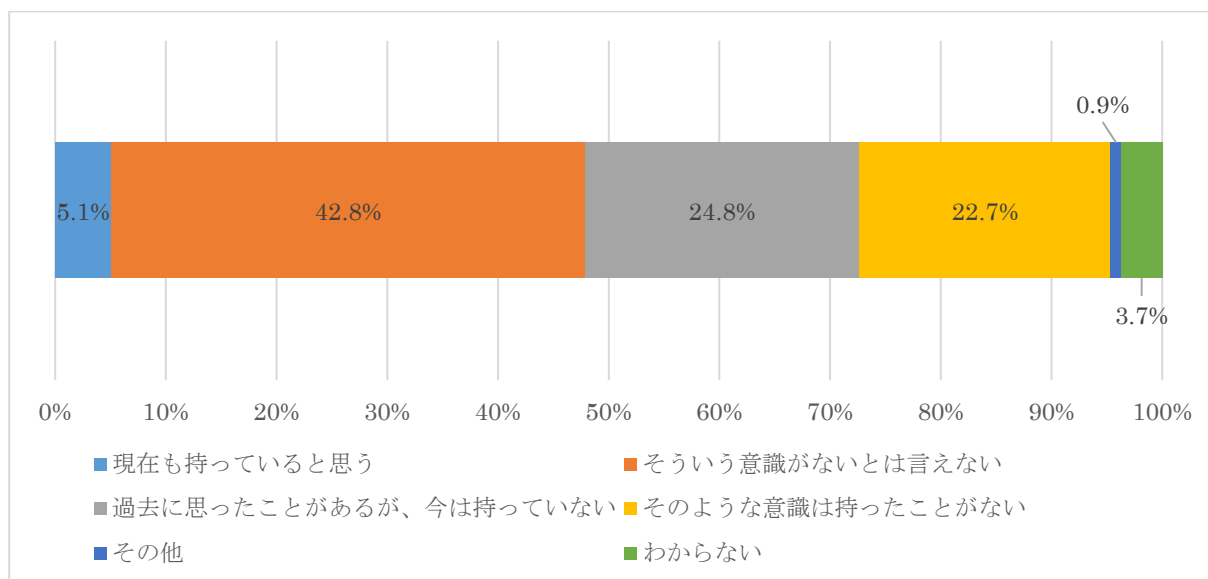


最も多い回答は「テレビ・新聞・雑誌」(476人)で、次いで「職場」(350人)、「学校」(339人)の順でした。

Q3 障がい者に対する差別・偏見について

あなたは、障がい者に対して差別や偏見の意識を持ったことがありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

(単位：%)

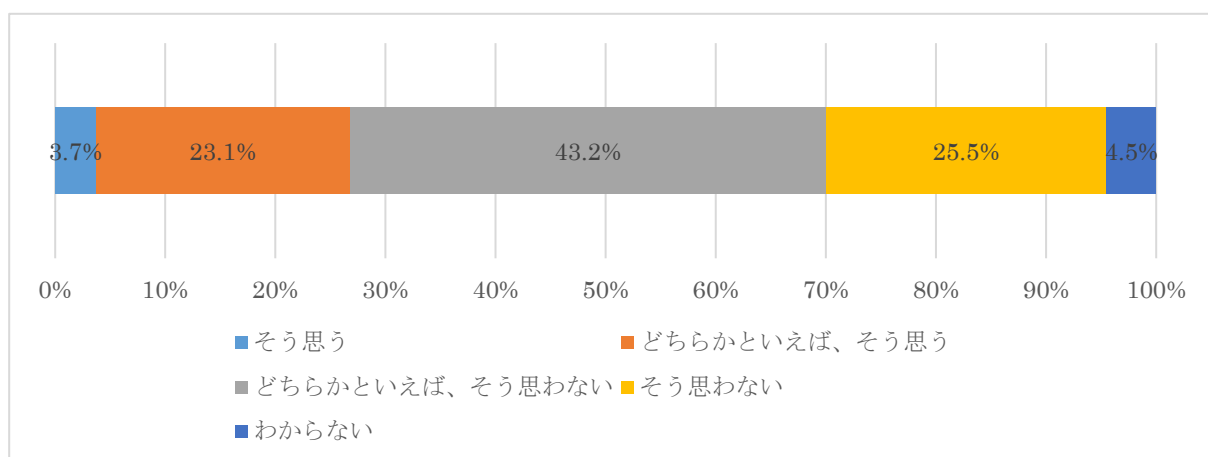


最も多い回答は「そういう意識がないとは言えない」で42.8%、次いで「過去に思ったことがあるが、今は持っていない」が24.8%、「そのような意識は持ったことがない」が22.7%という結果でした。

Q4 障がい者への差別・偏見のない社会について

あなたは、障がいのある人に対する差別や偏見のない社会になっていると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

(単位：%)

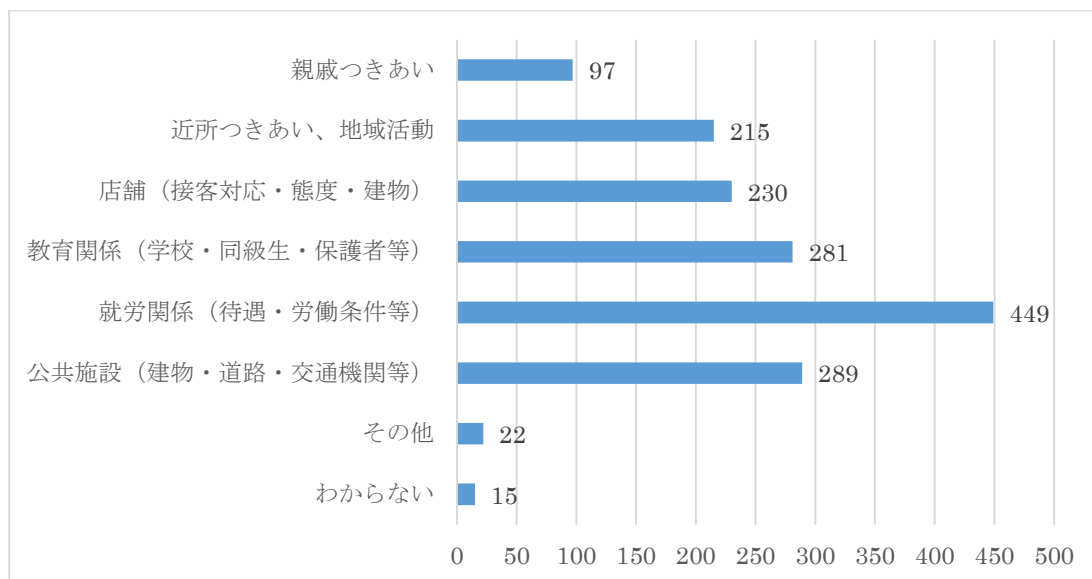


最も多い回答は「どちらかといえば、そう思わない」で43.2%、次いで「そう思わない」が25.5%、次いで「どちらかといえば、そう思う」が23.1%という結果でした。

Q5 障がい者への差別・偏見を感じる場面について

Q4で「どちらかといえば、そう思わない」または「そう思わない」と回答された人にお聞きします。あなたは、社会のどのような場面において差別や偏見が残っていると感じますか。あてはまるものを全て選んでください。

(単位：人)

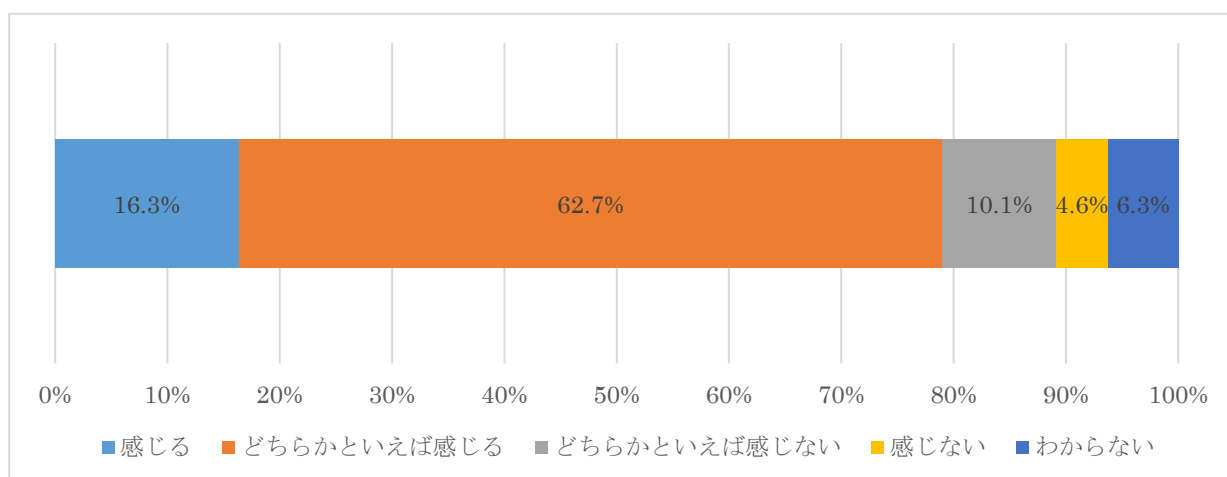


最も多い回答は「就労関係（待遇、労働条件等）」（449人）、次いで「公共施設（建物・道路・交通機関等）」（289人）、次いで「教育関係（学校・同級生・保護者等）」（281人）という結果でした。

Q6 障がい者に対する理解について

あなたは、以前に比べて障がい者に対する理解が進んでいると感じますか。あてはまるものを1つ選んでください。

(単位：%)



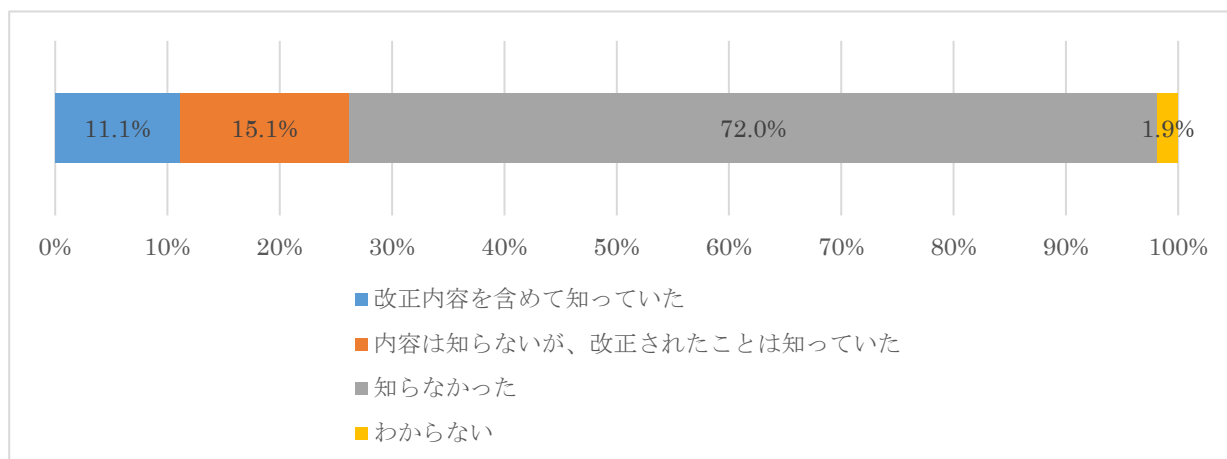
肯定的な回答（「感じる」と「どちらかといえば感じる」の合計）は、79.0%、否定的な回答（「どちらかといえば感じない」と「感じない」の合計）は14.7%でした。

Q 7 障害者差別解消法の改正について

令和3年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が改正、公布されました。公布から3年を超えない時期に施行されますが、施行後は、事業者は障がい者から何らかの配慮を求められた場合は、過重な負担がない範囲で社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが義務となります。（現在は努力義務（公的機関は義務）です。）

障害者差別解消法が改正されたことを知っていましたか

(単位：%)

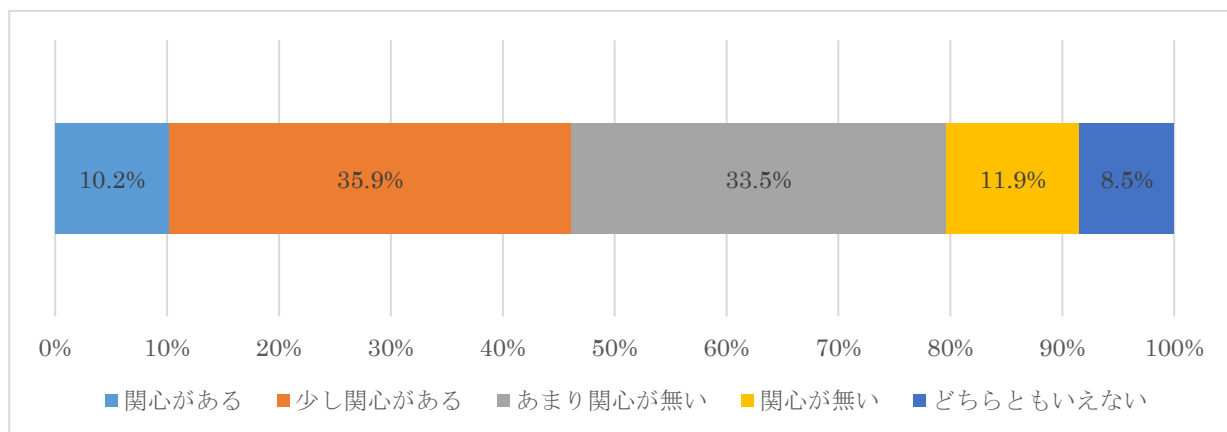


最も多い回答は「知らなかった」で72.0%、次いで「内容は知らないが、改製されたことは知っていた」が15.1%、次いで「改正内容を含めて知っていた」が11.1%という結果でした。

Q 8 障がい者の芸術文化活動について

三重県では昨年度「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を開設し、障がい者の芸術文化活動を推進しています。障がい者の芸術文化活動について関心がありますか。

(単位：%)



最も多い回答は「少し関心がある」で35.9%、次いで「あまり関心がない」が33.5%、次いで「関心がない」が11.9%という結果でした。

Q9 医療的ケア児支援法について

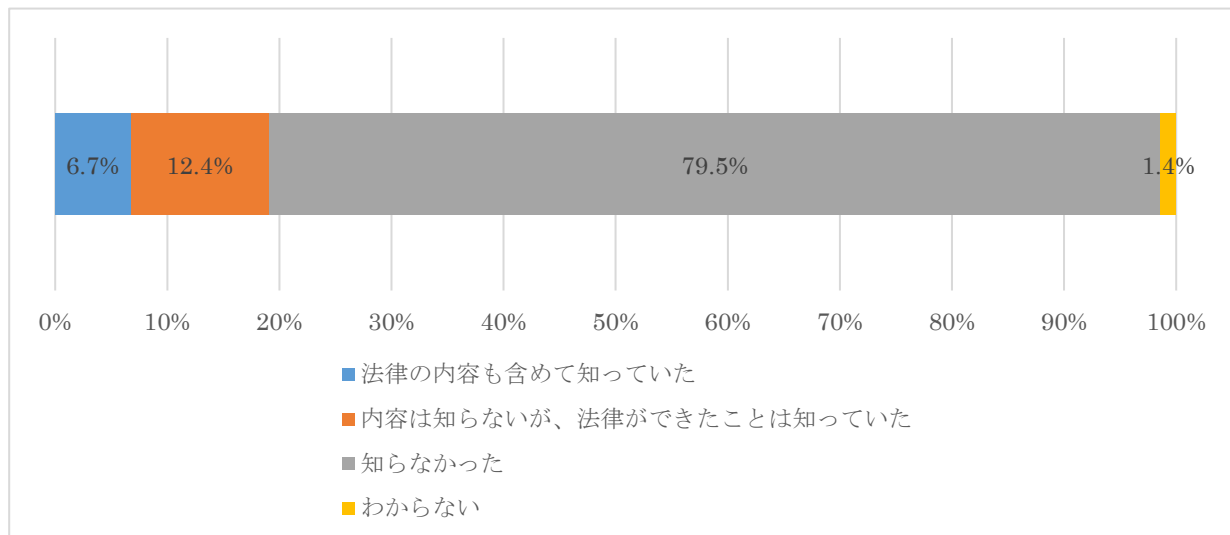
令和3年6月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」といいます。）が可決、成立し、今年の秋に施行される予定です。

医療的ケア児支援法では、医療的ケア児へ適切な支援を行うことを、国、地方公共団体、学校設置者等に責務として定めており、例えば学校等においては、保護者の付き添いがなくても適切な医療的ケア等が受けられるよう看護師の配置等必要な措置を講じることが求められます。

医療的ケア児支援法が成立したことを知っていましたか。

※「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）のことをいいます。

（単位：％）

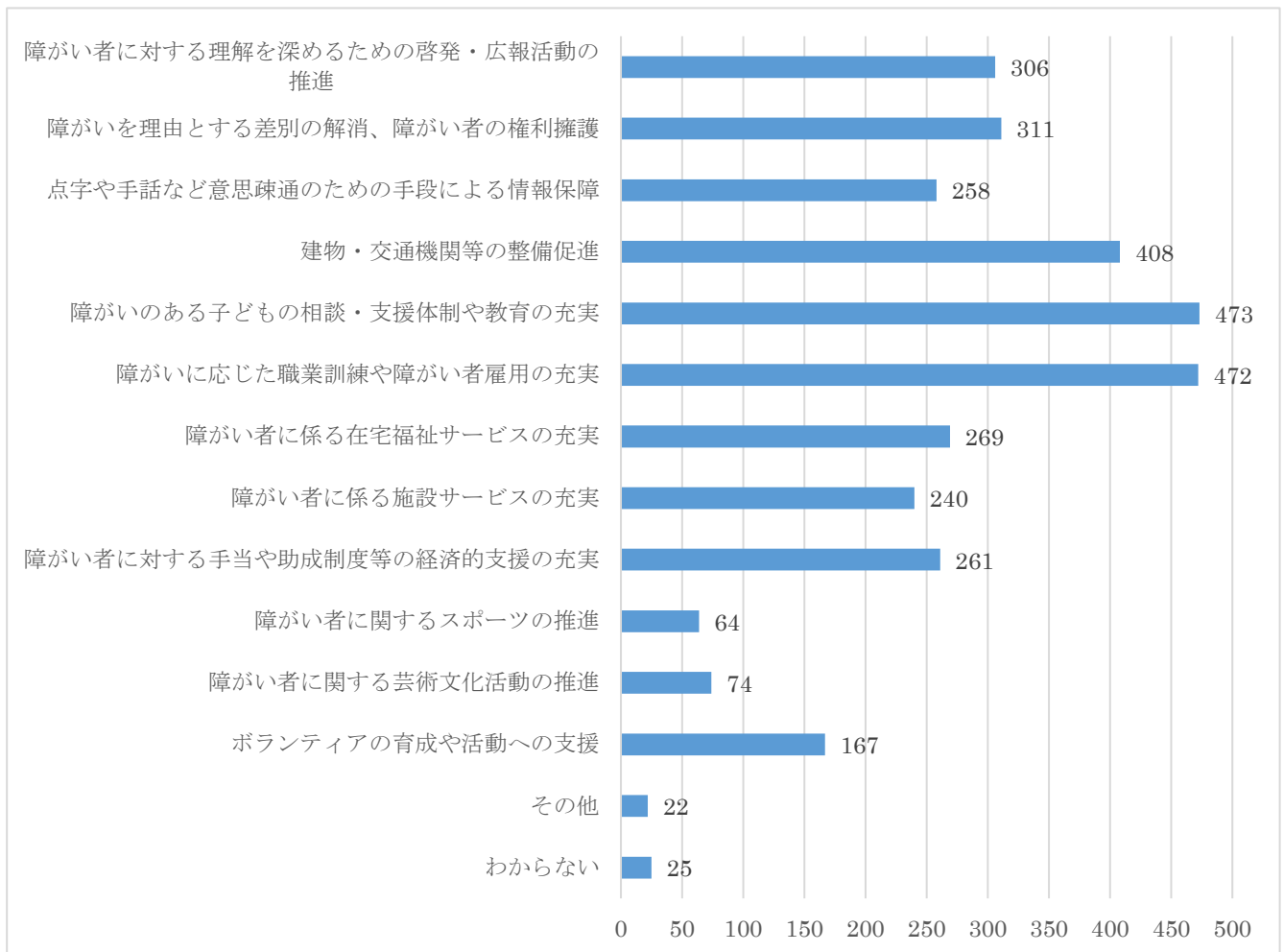


最も多い回答は「知らなかった」で79.5%、次いで「内容は知らないが、法律ができたことは知っていた」が12.4%、次いで「法律の内容も含めて知っていた」が6.7%という結果でした。

Q10 障がい者の施策推進について

障がい者に関する県の施策のうち、あなたが最も力を入れる必要があると思う分野は何ですか。あてはまるものを5つまで選んでください。

(単位：人)



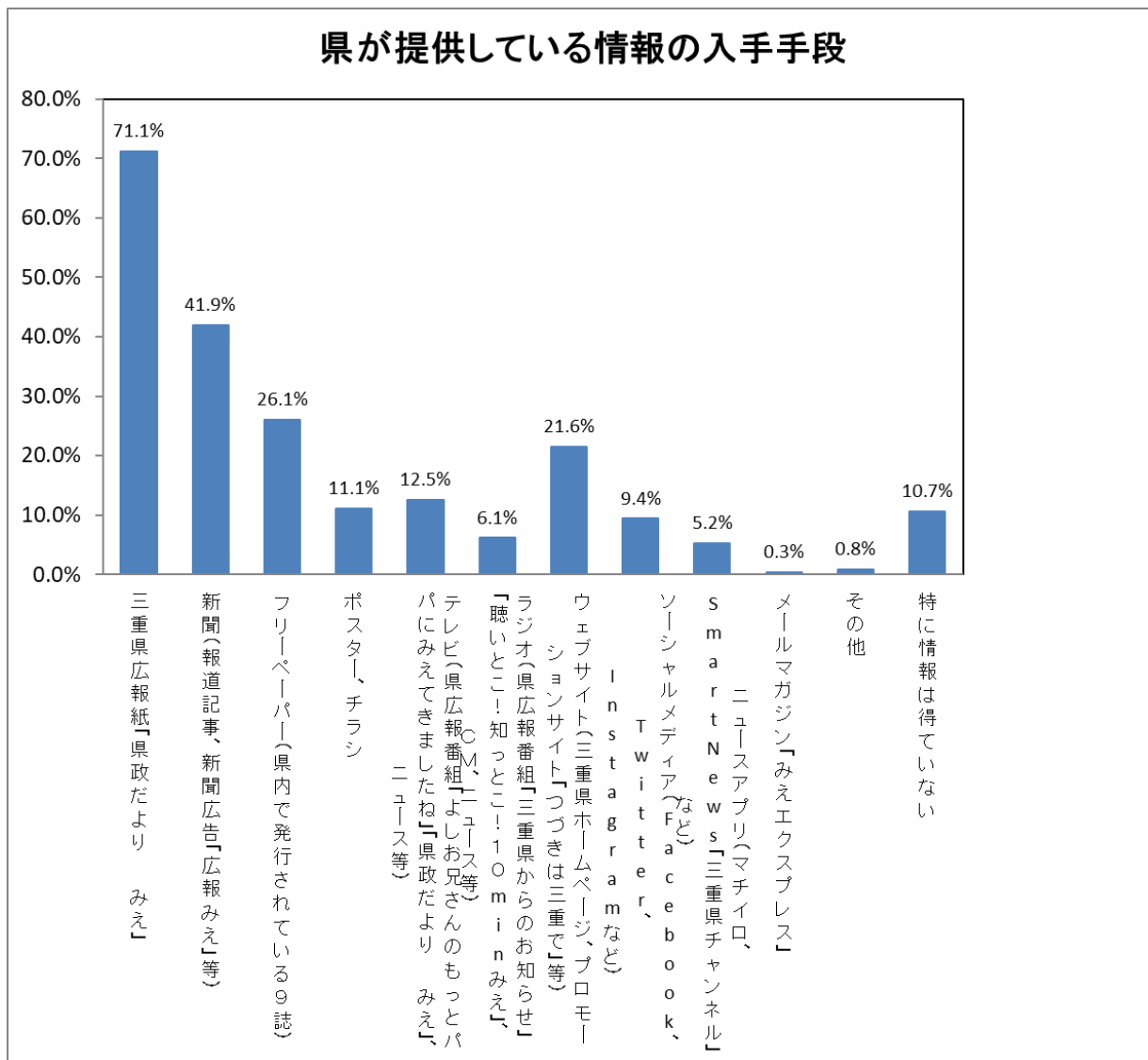
「障がいのある子どもの相談・支援体制や教育の充実」(473人)、「障がいに応じた職業訓練や障がい者雇用の充実」(472人)がほぼ同数で最も多い回答で、次いで「建物・交通機関等の整備促進」(408人)でした。

Q11 県が提供している情報の入手手段について

あなたは、三重県が提供している情報（※）をどこから得ていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

※三重県が提供している情報とは、県の計画・政策・財政、募集案内、催し物案内、研修案内、各種統計、県有施設の案内、官公署の事務手続き方法等に関する情報のことです。

(単位：%)



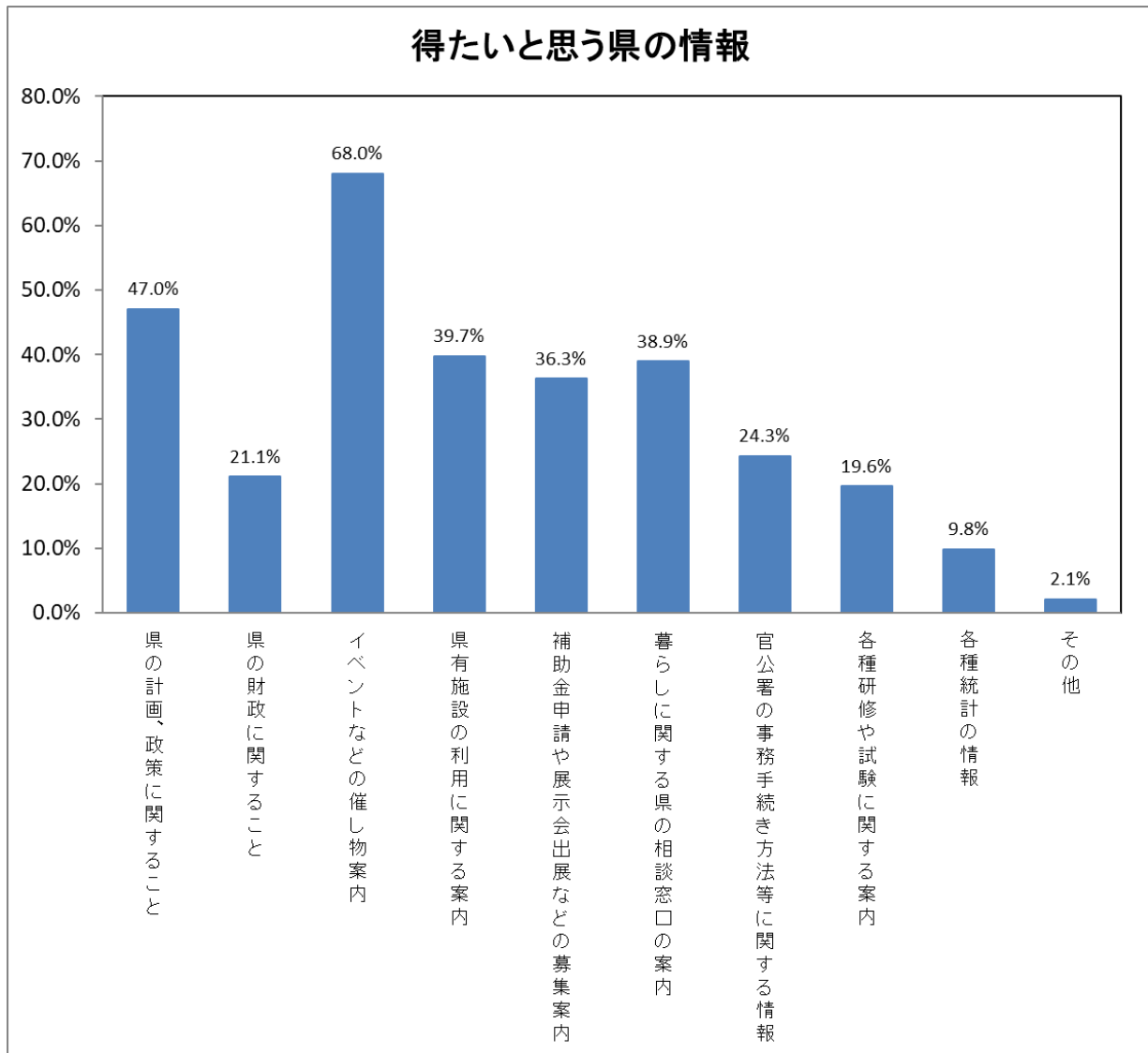
県の事業や催し物などの情報源については、「三重県広報紙『県政だより みえ』」が71.1% (614人) と最も多く、次いで、「新聞(報道記事、新聞広告)等」が41.9% (362人)、「フリーペーパー」が26.1% (225人) などとなっています。

県民の皆さんの情報入手手段が多様化していることから、より効果的に広報活動を実施するため、広報紙、新聞やテレビ・ラジオ、三重県ホームページなど、それぞれの媒体の優れた点を生かし、今後も県の情報をより分かりやすく、適切に発信していきます。

Q12 得たいと思う県の情報について

あなたは、どのような県の情報を得たいと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

(単位：%)



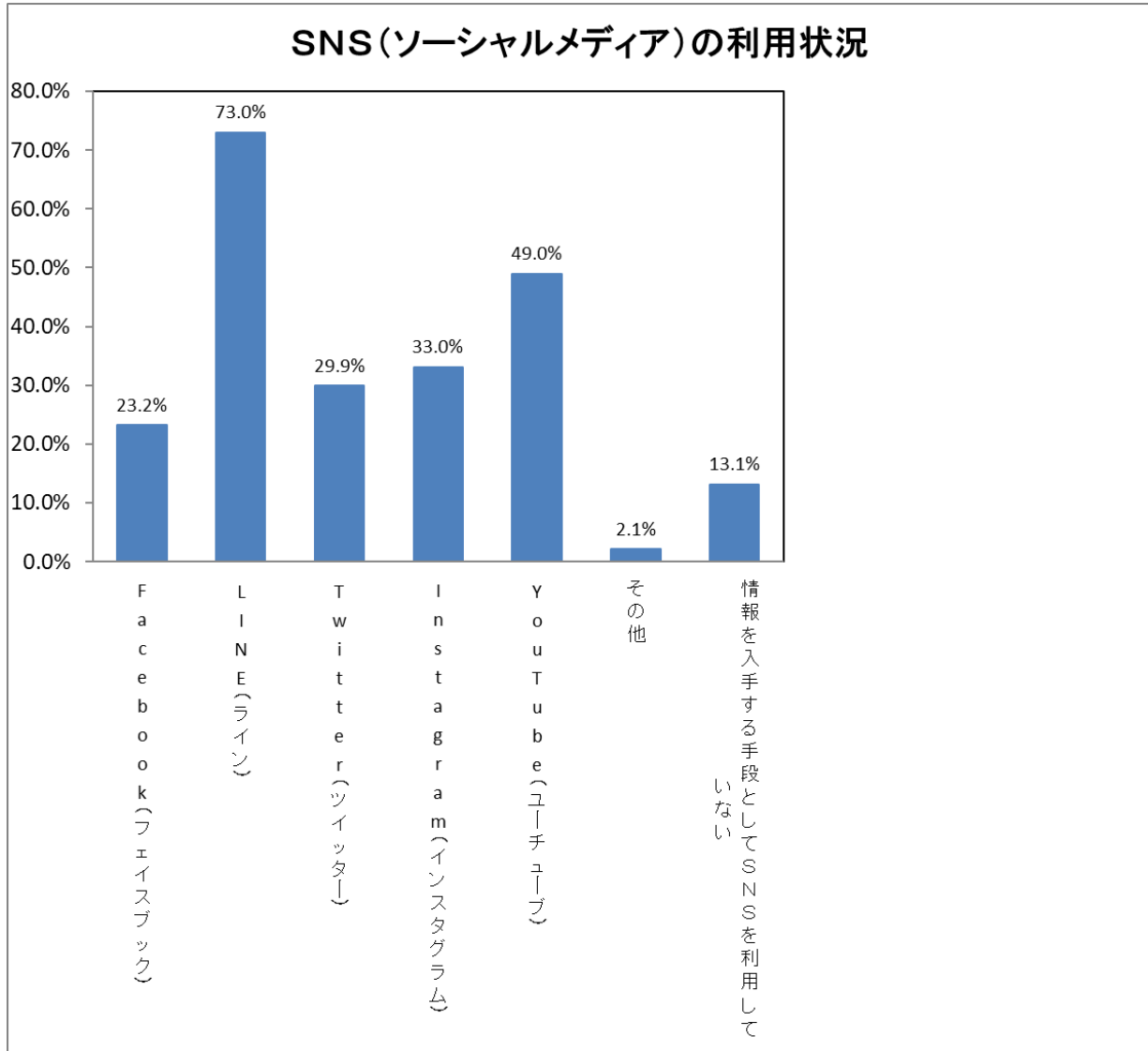
得たいと思う県の情報については、「イベントなどの催し物案内」が 68.0% (587 人) と最も多く、次いで、「県の計画、政策に関すること」が 47.0% (406 人)、「県有施設の利用に関する案内」が 39.7% (343 人) などとなっています。

今後も県民の皆さんのニーズをふまえ、さまざまな広報媒体を組み合わせた情報発信を行います。

Q13 SNS（ソーシャルメディア）の利用状況について

県の情報に限らず、さまざまな情報を入手する手段（知人等との連絡目的の使用を除く）として、あなたが、現在利用しているSNSは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

(単位：%)



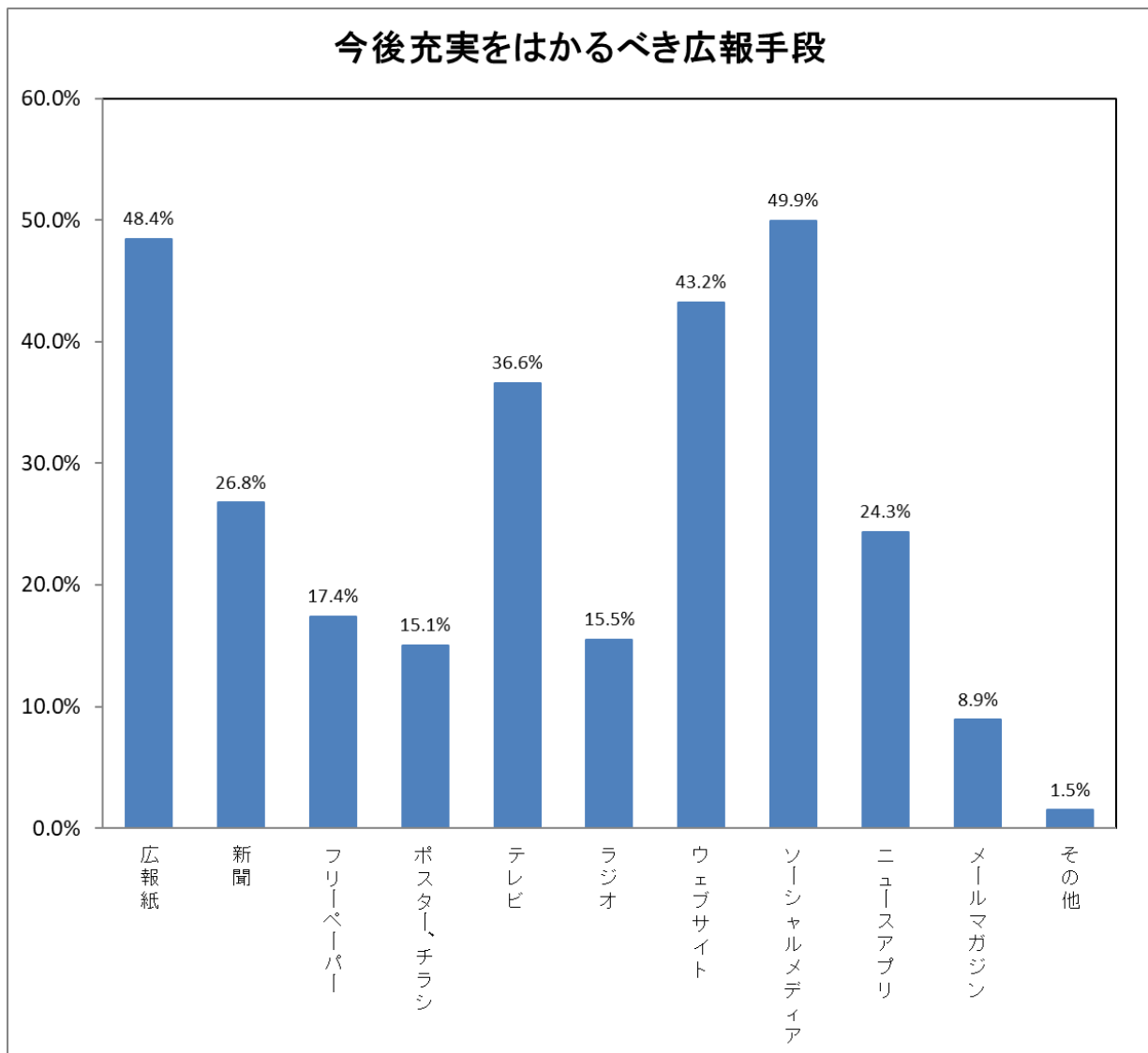
SNS（ソーシャルメディア）の利用状況については、「LINE（ライン）」が73.0%（630人）と最も多く、次いで、「YouTube（ユーチューブ）」が49.0%（423人）、Instagram「インスタグラム」が33.0%（285人）などとなっています。

県民の皆さんが利用するSNSについても多様化していることから、それぞれの優れた点を生かし、適切に情報発信していきます。

Q14 今後充実をはかるべき広報手段について

あなたは、今後、充実を図るべき県の情報提供の方法は、どのような方法がよいと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

(単位：%)



今後充実をはかるべき広報手段については、「ソーシャルメディア (Facebook、Twitter、Instagram など)」が 49.9% (431 人) と最も多く、次いで、「広報紙」が 48.4% (418 人)、「ウェブサイト」が 43.2% (373 人) などとなっています。

県民の皆さんの情報入手手段のニーズが多様化していることから、今後もより効果的に広報活動を実施するため、各媒体の優れた点を生かし、メディアミックスでの情報発信を行います。